年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会 令和6年3月14日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係O件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係O件

厚生局受付番号:中国四国(受)第2300162号 厚生局事案番号:中国四国(厚)第2300024号

第1 結論

請求者のA社B事業所(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和61年12月29日から昭和62年1月5日に訂正し、昭和61年12月の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

昭和61年12月29日から昭和62年1月5日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付(年金額)の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る昭和61年12月29日から昭和62年1月5日までの期間の 厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認めら れる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和38年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請求期間: 昭和61年12月29日から昭和62年1月5日まで 私は、昭和57年3月に新卒でC社に入社して以来、現在まで継続して勤務して いるが、同社のB事業所からD事業所に異動した請求期間の記録が空白期間となっ ているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間に係る被保険者要件及び給与からの保険料控除について

雇用保険の被保険者記録、C社から提出された請求者の辞令及び永年勤続表彰対象者リスト等によると、請求者は、昭和57年3月23日に同社に入社し現在まで勤務していることが確認できる。

また、C社から提出された辞令及び同社の回答によると、請求者は、昭和 62 年 1月5日にA社B事業所から同社D事業所に異動し請求期間を含むその前後の期間において雇用形態等に変更はなく、1日の空白期間もなく同社に継続して勤務していたと認められる。

これらの事情を踏まえ総合的に判断すると、請求期間に係る昭和61年12月分の厚生年金保険料が給与から控除されていなかったという特別な事情は見当たらず、

請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認める のが妥当である。

なお、請求期間の標準報酬月額については、A社B事業所の健康保険厚生年金保 険被保険者原票等における請求者の昭和 61 年 11 月の記録から 17 万円とすること が妥当である。

2 請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

事業主は、請求者の請求内容どおりの健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の提出及び厚生年金保険料の納付を行ったか否か確認できる当時の資料が残っておらず不明である旨を回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所 (当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が明らかでないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号:中国四国(受)第2300165号 厚生局事案番号:中国四国(厚)第2300025号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 56 年 8 月 21 日から昭和 57 年 8 月 21 日に訂正し、昭和 56 年 8 月から昭和 57 年 7 月までの標準報酬月額については、昭和 56 年 8 月及び同年 9 月は 10 万 4,000 円、同年 10 月から昭和 57 年 7 月までは 11 万円に訂正することが必要である。

昭和56年8月21日から昭和57年8月21日までの期間については、厚生年金保険 法第75条ただし書の規定により、保険給付(年金額)の計算の基礎となる被保険者 期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和36年生

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和56年8月21日から昭和57年8月21日まで

A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が昭和56年8月21日となっているが、高校を卒業後同社に入社し、昭和57年8月20日まで勤務し退職したので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者のA社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失年月日(以下「喪失年月日」という。)は、昭和56年8月21日と記録されており、同社に係る厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)においても、喪失年月日は同様に昭和56年8月21日と押印されていることが確認できる。

しかしながら、請求者の雇用保険記録の離職年月日は「昭和57年8月20日」と記録されており、企業年金連合会から提出された請求者に係る中脱記録照会(回答)及び厚生年金基金加入員台帳並びに請求者が提出した年金支給義務承継通知書による厚生年金基金記録の喪失年月日は、いずれも「昭和57年8月21日」と記録されていることが確認できる。

また、被保険者原票には、喪失年月日(昭和 56 年 8 月 21 日)より後の昭和 56 年 10 月の定時決定における標準報酬月額が抹消されることなく記録されている上、資格 喪失に係る進達年月日も昭和 57 年 9 月 4 日であることから、請求期間当時の社会保

険事務所(当時)において、請求者に係る記録管理が適切に行われていなかったと認められる。

さらに、日本年金機構は、請求者に係る被保険者原票の記載内容から推測すると、 喪失年月日(昭和56年8月21日)の日付印の押印誤りが考えられる旨を回答してい る。

以上の事実を踏まえて判断すると、請求期間において、請求者は、A社に継続して 勤務し、昭和57年8月20日に退職しており、事業主は、昭和57年8月21日を喪失 年月日とする厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出していたものと認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記被保険者原票において確認できる請求者の昭和 56 年 7 月及び昭和 56 年 10 月の定時決定の記録から、昭和 56 年 8 月及び同年 9 月は 10 万 4,000 円、同年 10 月から昭和 57 年 7 月までは 11 万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号:中国四国(受)第2300163号 厚生局事案番号:中国四国(国)第2300008号

第1 結論

昭和 58 年*月から平成元年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和38年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和58年*月から平成元年3月まで

請求期間当時、学生だった私に、父が「20 才になったので、国民年金に加入し、保険料を支払っておく。」と言っていたことを記憶しており、実家のあるA市で父が私の国民年金の加入手続及び保険料納付をしてくれていたのに、請求期間に国民年金の記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者の父親が実家のあるA市で請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付をしてくれていたと主張している。

しかしながら、戸籍の附票において、請求者は、請求期間当時、B市に住民登録があったことが確認できるところ、A市は、同市に住民登録がない者に係る国民年金の加入手続及び保険料納付を行うことはできなかった旨を回答していることから、請求者の父親がA市において請求者の国民年金の加入手続及び保険料納付を行っていたとは考え難い。

また、オンライン記録によると、請求者が初めて国民年金の被保険者資格を取得したのは国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)「*」で、資格取得日は平成元年4月1日(現在は、平成元年7月2日に訂正されている。)であり、当該資格取得日に係る処理年月日は同年4月20日であることが確認できることから、請求者に係る国民年金の加入手続は平成元年4月に行われたものと推認できる。

さらに、請求期間当時、請求者は学生であったと主張しているところ、20 才以上の学生は、国民年金の強制加入の適用除外として任意加入することができる者であったが、任意加入被保険者は、制度上、国民年金の加入手続を行った日に国民年金被保険者資格を取得することとなるため、請求者に係る加入手続が行われたと推認できる平

成元年4月において、請求者が昭和58年*月に遡って国民年金に任意加入することはできず、請求期間は国民年金の未加入期間となることから、請求者の父親は請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、前述の記号番号とは別の記号番号の払出しが必要となるところ、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行っても、請求者に「*」以外の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

その上、請求者自身は請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していない上、請求者が請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付を行ってくれていたとする請求者の父親は既に亡くなっていることから、請求期間における国民年金保険料の納付状況を確認することはできない。

このほか、請求者の父親が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す 関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求者の請求期間に係る保険料が 納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。